本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇号）（外務省）

1　在セブ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び第二関係）

2　在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館の名称及び位置の国名を改めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　在カザフスタン日本国大使館の位置の地名を改めることとした。（別表第一関係）

4　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

5　この法律は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第一一号）（総務省）

1　法律の有効期限を令和一二年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇土地基本法等の一部を改正する法律（法律第一二号）（国土交通省）

一　土地基本法の一部改正関係

1　目的

土地が有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良好な環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理並びにこれらを促進するための土地の取引の円滑化及び適正な地価の形成に関する施策を総合的に推進し、もって地域の活性化及び安全で持続可能な社会の形成を図り、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　土地についての基本理念の見直し

㈠　土地は、周辺地域への悪影響を防止する等の観点から、適正に利用し、又は管理されることとした。（第三条関係）

㈡　土地は、土地所有者等による適正な利用及び管理を促進する観点から、円滑に取引されることとした。（第四条関係）

㈢　土地の価値が土地所有者等以外の者の公共の利益の増進を図る活動により維持され、又は増加する場合には、土地所有者等に対し、その価値の維持又は増加に要する費用に応じて適切な負担が求められることとした。（第五条関係）

3　責務の見直し

㈠　土地所有者等は、土地についての基本理念にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有することとした。（第六条第一項関係）

㈡　土地の所有者は、所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び所有権の境界の明確化のための措置を講ずるように努めなければならないこととした。（第六条第二項関係）

4　土地に関する基本的施策

㈠　国及び地方公共団体は、土地の利用又は管理の誘導等に関する措置を講ずるとともに、土地の利用及び管理に関する計画に係る事業の用に供する土地の境界の明確化その他必要な措置を講ずることとした。（第一三条第一項関係）

㈡　国及び地方公共団体は、土地の所有権又は当該土地の利用若しくは管理に必要な権原の取得に関する措置を講ずるように努めることとした。（第一三条第二項関係）

㈢　国及び地方公共団体は、低未利用土地の適正な利用及び管理の促進に努めることとした。（第一三条第四項関係）

㈣　国及び地方公共団体は、所有者不明土地の発生の抑制及び解消並びに円滑な利用及び管理の確保が図られるように努めることとした。（第一三条第五項関係）

5　土地に関する基本的な方針

政府は、土地に関する施策の推進を図るため、土地に関する基本的な方針を定めなければならないこととした。（第二一条関係）

二　国土調査促進特別措置法の一部改正関係

国土交通大臣は、一の5の方針に即して、令和二年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第三条第一項及び第二項関係）

三　国土調査法の一部改正関係

1　地方公共団体等は、地籍調査を効率的に行うため、街区内の土地（街区外土地に隣接する土地に限る。）について、その所有者及び地番の調査並びに当該街区内の土地と街区外土地との境界に関する測量のみを先行して行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成し、都道府県知事等にその認証を請求することができることとした。（第二一条の二第一項～第五項関係）

㈡　都道府県知事等が認証した㈠の地図及び簿冊（㈢において「街区境界調査成果」という。）の写しの送付を受けた登記所は、当該写しに基づいて、表題部所有者又は所有権の登記名義人の表示の変更の登記等をしなければならないこととした。（第二一条の二第七項及び第八項関係）

㈢　街区境界調査成果の写しの送付を受けた市町村長等は、地籍調査以外の測量等において街区境界調査成果に係る情報の活用が図られるよう、必要な措置を講ずるように努めることとした。（第二一条の二第九項及び第一〇項関係）

2　報告の徴収等

国土調査を実施する者は、その実施のために必要がある場合においては、土地の所有者等に対し、必要な事項に関する報告又は資料の提出を求めることができることとした。（第二三条の五関係）

3　所有者等関係情報の利用及び提供

都道府県知事又は市町村長は、国土調査の実施に必要な限度で、その保有する所有者等関係情報を内部で利用できることとするとともに、国土調査を実施する者は、関係地方公共団体の長等に対して、所有者等関係情報の提供を求めることができることとした。（第三一条の二関係）

四　不動産登記法の一部改正関係

地方公共団体は、対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、当該対象土地の筆界について、筆界特定の申請をすることができることとした。（第一三一条関係）

五　この法律は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇労働基準法の一部を改正する法律（法律第一三号）（厚生労働省）

1　労働者名簿等の書類の保存期間の延長

労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（以下「労働者名簿等」という。）の保存期間について、五年間に延長することとした。（第一〇九条関係）

2　付加金の請求を行うことができる期間の延長

付加金の請求を行うことができる期間について、違反があった時から五年に延長することとした。（第一一四条関係）

3　賃金請求権の消滅時効期間の見直し等

賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間を五年間に延長するとともに、消滅時効の起算点について、請求権を行使することができる時であることを明確化することとした。（第一一五条関係）

4　経過措置

1から3までによる改正後の労働基準法第一〇九条、第一一四条及び第一一五条の規定の適用について、労働者名簿等の保存期間、付加金の請求を行うことができる期間及び賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間は、当分の間、三年間とすることとした。（第一四三条関係）

5　施行期日等

㈠　経過措置

この法律の施行前に労働基準法第一一四条に規定する違反があった場合の付加金の請求期間及び賃金（退職手当を除く。）の支払期日が到来した場合の当該賃金の請求権の消滅時効の期間については、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）